

志木市条例第16号

志木市職員不祥事防止条例

(目的)

第1条 この条例は、職員が市民全体の奉仕者であって、市政が市民の負託に基づいて推進されるものであることに鑑み、職員の行動規準について明らかにするとともに、不祥事の防止のための措置に関し必要な事項を定めることにより、職員の倫理の保持及び公正な職務の遂行を図り、もって市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、市に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。

2 この条例において「不祥事」とは、職員が次の各号のいずれかに該当する行為を行うことをいう。

- (1) 法令等（法律、法律に基づく命令、条例、規則（規程を含む。）及び訓令をいう。以下同じ。）に違反する行為
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠る行為
- (3) 市民全体の奉仕者としてふさわしくない行為
- (4) その他職務の遂行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為

(職員の公正な職務の遂行のための行動規準)

第3条 職員は、公正に職務を遂行するため、次に掲げる事項をその行動規準としなければならない。

- (1) 法令等を遵守し、誠実かつ公正に職務に取り組むこと。
- (2) 市政の透明性の確保に努めるとともに、市の諸活動に関し市民に説明する責務を十分に果たすこと。
- (3) 全体の奉仕者であることを常に自覚し、市民への不当な差別的取扱いをすることなく、市民全体の福祉の増進に努めること。
- (4) 公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利益のために用い

ないこと。

(5) 勤務時間中であるか否かにかかわらず、自らの言動が市政に対する市民の信頼に影響を及ぼすことを認識し、常に良識ある行動をとること。

(研修)

第4条 市長は、職員の倫理の保持を図り、不祥事を防止することを目的とする研修を定期的に実施するものとする。

(点検)

第5条 市長は、不祥事を防止する観点から、事務又は事業の執行の状況について定期的に点検を実施し、当該点検の結果に応じた措置を講ずるものとする。

(公正な職務の遂行を妨げる働きかけへの対応)

第6条 市長は、職員が公正な職務の遂行を妨げる働きかけ（以下「働きかけ」という。）を受けた場合に、当該働きかけの内容、処理状況等を、当該働きかけを受けた職員に記録させ、公表する等働きかけに適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の「働きかけ」とは、職員以外の者又は団体が、職員の職務に関する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものを求める行為をいう。

(1) 法令等その他の定めに違反する行為

(2) その他公正な職務の遂行を妨げる行為若しくはそのおそれのある行為又は職務の遂行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為で、執ように行われるもの

(その他の措置)

第7条 市長は、前3条に定めるもののほか、不祥事が生じ、又はまさに生じようとしている旨の職員、市民等による通報を可能とする制度の実施その他の不祥事を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、毎年度、第4条から前条までの規定による不祥事の防止に関する措置の実施状況について、公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。